

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して

こうちあったかパーキング制度



身体などに障害のある方や高齢などで移動に配慮が必要な方、けが人や妊産婦など一時的に移動に配慮が必要な方に、必要な駐車スペースを確保できるようにする県の制度をご紹介します。

制度を利用できるのは？

| 利用対象者 | 期間 |
|---|--|
| 身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者で移動に配慮が必要であると認められる方 要介護認定を受けた高齢者または難病患者 | 交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間 |
| けがなどにより、一時的に移動に配慮が必要であると認められる方 | 診断書などにより、必要と認められる期間 |
| 一時的に移動に配慮が必要であると認められる方(妊産婦) | 産前7か月から産後1年までの方(ただし、産後は1歳未満の子どもを同伴する場合に限る) |

どこに車を止められるの？

協力施設・事業所として登録された公共施設や病院、店舗などで、右の「こうちあったかパーキングステッカー」が貼られた駐車場や車いすマークの表示があるスペースに停めることができます。

また、利用証は高知県以外でも、同様の制度を実施している府県・市の駐車場を利用する「相互利用」ができます。詳しくは県のホームページをご確認ください。



こうちあったかパーキング制度 検索

申請方法

利用証交付申請書と対象者であることの証明書類(各種手帳、診断書など)を下記のいずれかに提出してください。

- 県障害保健福祉課(☎088-823-9663)… 即日交付できます。
県中央東福祉保健所(☎53-3173)… 即日交付できます。
※郵送申請の場合は、県障害保健福祉課に送付してください
- 市福祉事務所(高齢者は高齢者介護課、妊産婦は健康対策課で受け付けます)… 申請後、1週間ほどで県から自宅へ郵送します。

利用証は車のルームミラーにかけるなどして、外から見えるようにして停めてください。



ご協力ください

『こうちあったかパーキング制度』をはじめ、障害者等用駐車場の利用は、一人ひとりのゆずりあいの心で成り立ちます。本当に必要な人が駐車場を利用できるよう、また駐車可能台数にも限りがありますから、お互いに協力しあって、適正に利用しましょう。

相手がいる事故などで国保を使って治療する時には届け出を!

交通事故や傷害事件などでけがをした場合の治療費は、本来、加害者(第三者といいますが)が負担するべきものですが、届け出をすることで、国保を使って治療を受けることができます。この場合、香南市国保が一時的に医療費の立替払いを行い、あとから加害者に費用を請求します(双方が負傷した場合はお互いが被害者でありながら、加害者となります)。

だより 国保

市民保険課 ☎57-8506

● 注意点と治療費支払いのながれ

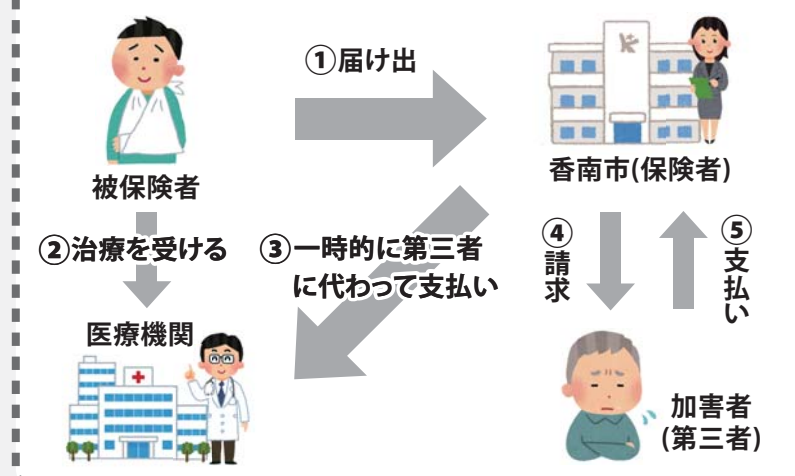
国保を使える例

- 交通事故、けんか、ペットによる傷害などでかかった治療費

このような場合国保は使えません

- 業務上のケガや飲酒運転・無免許運転などでけがを負った場合
- 届け出をする前に加害者と示談をしていた場合
- 加害者からすでに治療費全額を受け取っている場合

～ 治療費支払いのながれ ～



※事故などで緊急性がある場合、治療を受けた後に届け出ても結構です

● 届け出に必要なもの

- ① 「国保被保険者証」「印かん」
- ② 「第三者行為による傷病届」(窓口にあります)
- ③ 交通事故の場合は警察からもらう「事故証明書」

相手との示談は慎重に!

相手に過失があるにも関わらず、「今後治療費の請求をしない」といった内容の示談をしてしまうと、香南市国保が加害者側(第三者)に請求できなくなり、国保を使用して治療を受けることができなくなる場合があります。

また、場合によっては、市が負担した医療費の返還を求められることがあります。加害者側と示談をする前に、国保の窓口にご相談ください。

まずは速やかに市民保険課までご連絡ください。

